

トピックス

●「けんしんようエコ絵画コンクール」の実施

当組合では、平成22年度から、地球温暖化防止と環境保護活動の一環として「けんしんようエコ絵画コンクール」を実施しております。

このコンクールは、子ども達に自然環境の美しさや自然環境保護の大切さを知ってほしいと願い実施しているものです。

昨年度は、第15回目の実施となりましたが、「青森県の美しい森林」、「青森県の自然と生物」というテーマで、県内の小学校・中学校・高等学校の児童・生徒の皆さんから作品を募集(募集期間:令和6年7月1日～9月6日)したところ、374点の応募をいただきました。

入賞した作品については、当組合の本支店においてロビー展を開催したほか、当組合のカレンダーにも使用しております。

●「出資者向け金利上乗せ定期預金」取扱開始のご案内

当組合では、令和7年6月2日(月)より、店頭表示金利に年0.1%を上乗せした「出資者向け金利上乗せ定期預金」の取扱を開始いたしました。預入期間1年、預入金額は10万円以上100万円以下にてお取扱しております。

【お申込みいただける方】

当組合に1,000円以上の出資をいただいている個人の組合員の方が対象です。

すでにお取引のあるお客様で、まだご出資されていない方や、新たに口座開設とあわせてご出資をお考えの方は、この機会にぜひご検討をお願いします。

詳しい内容やご相談は、お気軽にお近くの本支店窓口までお問い合わせください。

●「しんくみピーターバンカード」の寄付金贈呈

「しんくみピーターバンカード」は、お客様に負担をかけることなく、カード利用代金の0.3%を、県内の障害や難病とたたかっている子供たちやその家族への支援活動団体や、子供たちの健全育成の支援活動団体等に寄付するほか、0.2%をロンドンの「グレート・オーモンド・ストリート病院子どもチャリティ」へ寄付するものです。

当組合では令和6年9月に、社会福祉法人陽明会及びファウンテン株式会社へ寄付金を贈呈しており、今後も引き続きこうした取組みを継続してまいります。

●「けんしんようはばたき奨学金」

当組合では、地域への社会貢献活動の一環として、高等学校の新入学生を対象とした返済不要の給付型奨学金制度「けんしんよう はばたき奨学金」を設けております。令和7年度は5月に奨学金をお渡ししております。

金融円滑化への取組み

当組合は、地域の中小企業者や個人の皆さまに対して必要な資金を円滑に供給することや、経営相談・経営改善などの支援に取組むことは、地域金融機関として重要な役割と認識しており、従来より積極的に取組んでまいりました。こうしたなか、平成21年12月に「中小企業金融円滑化法」が施行されたことを受け、金融仲介機能をさらに発揮していくため、金融円滑化に係る方針や規程を定めるとともに、全営業店に「金融円滑化ご相談窓口」を設置するなどの態勢整備を行い、より一層の地域金融の円滑化に取組んでおります。

中小企業金融円滑化法は平成25年3月末で終了となりましたが、当組合では引き続き金融円滑化に関する相談・支援に積極的に取組んでまいります。

地域密着型金融への取組み

令和6年度地域密着型金融推進計画の履行状況

1. 基本方針

当組合は「相互扶助の精神に基づき、組合員の繁栄と地域社会の発展に貢献する」を経営理念としております。協同組織金融機関として、金融サービスの提供を通じ、地域社会との持続的な共存共栄を目指しており、「地域密着型金融」は、まさにこの経営理念と基軸を一にするものです。

したがって、当組合は協同組織金融機関としての役割を最大限に履行するため、地域経済活性化に向けた恒久的な取組みとして、より一層、地域密着型金融を推し進めてまいります。

また、国の「デジタル田園都市国家構想」政策に基づき、県内の各地方公共団体が策定する「地方版総合戦略」を中心とした地方創生にも積極的に関与参画し、地域経済活性化に向け取組んでまいります。

2. 推進計画

項 目	具 体 的 な 取 組 み	数値目標	履 行 状 況
1. 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮			
(1) 日常的・継続的な関係強化と経営の目標や課題の把握分析 ① 企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力の発揮へ向けた人材育成	○ 上部団体である「全信中協」、「全信組連」主催を中心とした外部研修への参加及び内部研修の実施 ○ 通信教育の励行		○ 「全信中協」等主催の研修への参加 ○ 通信教育の励行と受講者への奨励金交付
(2) 最適なソリューションの提案 ① 創業・新事業支援機能の強化 ② 担保・保証に過度に依存しない融資の推進	○ 創業支援融資制度「未来」の販売促進 ○ 「事業者応援資金ファーストクラス」の販売促進		○ 販売促進の継続 ○ 令和7年3月末残高 222件 1,497百万円
③ 経営改善指導・支援 ○ 経営改善可能性のある企業の選定、支援方策の検討	○ 経営改善支援取組先の選定 ○ 経営改善計画取組先の選定 ○ ランクアップ	○ 21先 ○ 21先 ○ 5先	○ 経営改善支援取組実績 21先 ○ 経営改善計画取組実績 15先 ○ ランクアップ 2先 ○ ランクダウン 2先
○ 外部機関等の活用による事業再生支援	○ 外部機関及び外部専門家等の第三者的視点や専門的な知見・機能の積極的な活用による事業再生支援		○ 中小企業活性化協議会実行先 5先 ○ 外部専門家連携先 6先
2. 地域の面的再生への積極的な参画			
(1) 地方公共団体や各種団体等との連携による地域の活性化支援	○ 地方公共団体や各種団体等との連携強化及び取組みへの参画		○ 地方公共団体や各種団体主催の諸会議への出席
(2) 「デジタル田園都市国家構想地方版総合戦略」の推進と積極的な参画	○ 地方公共団体が策定する「地方版総合戦略」推進のための態勢整備及び積極的な参画		○ 地方創生への取組み強化に向け、業務推進部を主管部署とし各地方公共団体や弘前大学との提携等を推進
3. 地域や利用者に対する積極的な情報発信			
(1) 地域密着型金融の取組み状況等に関する情報開示	○ ディスクローチャー誌及びホームページの活用による情報開示		○ 地域密着型金融推進計画及び同計画の履行状況をディスクローチャー誌やホームページに掲載
4. その他			
(1) 地域活性化につながる多様なサービスの提供 利用者ニーズに基づいたサービスの提供と経営への反映	○ 「利用者満足度アンケート調査」の継続実施と改善策の検討・実施		○ 令和6年8月、アンケート調査を実施 令和6年12月、調査結果を公表

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は、地域に根差した協同組織金融機関として「相互扶助の精神に基づき、組合員の繁栄と地域社会の発展に貢献する」を経営理念とし、地域社会の永続的な発展に寄与することを最も重要な社会的使命と考えております。

このような考えのもと、中小企業の経営支援については、支援先訪問による密着した取組みを基本とし、経営課題に応じた解決策の提案や、条件変更などの必要な措置を柔軟かつ迅速に実行していきます。

また、支援先の経営改善計画達成に向け、営業店と本部が連携してモニタリングを強化し、経営課題の解決に取組んでいきます。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

平成25年2月1日付で、東北財務局長並びに東北経済産業局長より、中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」の認定を受け、審査管理部内に経営支援を専門とする「企業再生支援グループ」を設置しております。

また、中小企業者の金融円滑化を図るために、貸付条件の変更はもちろん、新規融資を含む積極的な資金供給を行い、さらには、外部専門家（公認会計士等）と連携し、支援先の経営改善、事業再生などに取組んでおります。

中小企業の経営支援に関する取組状況

●創業・新規事業開拓の支援

創業・起業・新事業を志す方に対して、その実現を支援し、新たな価値の創造を促し、地域経済の活性化につなげていただくため、創業支援融資制度「未来」の取扱いをしております。

●成長段階における支援

無担保・第三者保証人不要の「事業者応援資金ファーストクラス」の取扱いを行っております。また、日本政策金融公庫と連携したCLO融資（地方創生ローン）の取扱いも含め、担保・保証に過度に依存しない融資の推進に積極的に取組んでおります。

●経営改善・事業再生・業種転換等の支援

- 青森県中小企業活性化協議会の下で抜本的な経営改善を図るため、当組合を含む複数の金融機関が連携した支援を実施し、支援先の財務健全化に取組んでおります。
- 青森県中小企業活性化協議会の下で当組合が取引先企業の経営改善計画書の作成をサポートする等、経営改善に向けた抜本的な取組みをしております。
- 外部専門家（公認会計士等）と連携して事業再生を図り、支援先の財務健全化に取組んでおります。
- 外部専門家と連携した経営改善計画書の作成や、他金融機関と協調した条件変更の実施など、支援先企業の経営改善に取組んでおります。
- 令和3年7月に経営支援力の強化に向け、株式会社商工組合中央金庫と連携協定を締結。令和4年3月に「公益財団法人21あおり産業総合支援センター」と連携協力協定を締結しており、県内中小企業等の支援体制を強化し、地域経済の発展に取組んでおります。

令和6年度の中小企業向け新規融資取扱状況

新規融資先数：延べ515先
新規融資金額：20,770百万円

令和6年度の条件変更の対応状況

- 中小企業向け条件変更対応状況
申込口座数：504件 申込金額：7,803百万円
実行口座数：476件 実行金額：7,289百万円
- 住宅資金の条件変更対応状況
申込口座数：13件 申込金額：64百万円
実行口座数：5件 実行金額：56百万円

- 本部支援担当部署が選定した中小企業再生支援先21先については、本部主導で経営改善に取組んでおります。

令和6年度他金融機関と連携し条件変更実行先：14先
令和6年度の外部専門家連携先：11先

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行なっております。

●「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯かつ丁寧にご説明し、お客様にご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

- お客様と保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額を含め総合的な検討を行います。

- ①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ②法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。

3. お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1.①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

●「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

	令和5年度	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	312件	360件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	28.21%	31.55%
保証契約を解除した件数	25件	43件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）	0件	0件

※個人事業者向け融資を含みます。

地域の活性化に関する取組状況

人口減少や企業数の減少など、厳しさを増す地域経済環境の中において、当組合は、地域の皆様の事業活動を支え、地域全体の活性化に貢献することを目的に取り組んでいます。

創業・新規事業の立ち上げ支援から、成長段階における資金供給、さらには経営改善・事業再生に至るまで、金融仲介機能を最大限に発揮し、事業者のあらゆるステージに寄り添った支援を展開しています。

こうした支援を通じて、事業者の生産性向上と持続的な成長を力強く後押しするとともに、企業の育成や新たな雇用の創出を促進し、地域経済の活性化に取組んでいます。

また、国の「デジタル田園都市国家構想地方版総合戦略」に基づく地方創生においては、9団体（青森県・青森市・五所川原市・むつ市・三沢市・弘前市・平内町・おいらせ町・三戸町）および弘前大学と提携し、その主旨に基づき、地域社会の発展のため積極的に取組んでおります。